委員からのガイドライン最終案(たたき台)に対するご意見

【資料４】

No.	頁	件名	ご意見
1	P2	第1章 3　テーマ等 (1)テーマ	(1)の記載内容が分かりづらいように思う。(2)のアクションテーマについては、「活動への関わり方」と定義づけられているが、そもそも「テーマ」をどのように定義づけているのかが不明である。
2	P6 P7 P8	第3章 1　周南市地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨 (1)定義、(2)目的・趣旨	(ⅰ)p6　図が掲載されている意図は何か。 (ⅱ)p7　矢印の説明ワードについては、検討した方がよいのではないか。例えば、①→②、③→①の矢印など意味が分からないところがある。 (ⅲ)p8　図が掲載されている意図は何か。
3	P7	第3章 1　周南市地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨 (2)目的・趣旨	「果たしてきた教育的意義」と「担ってきた教育的意義」の表記ずれ。
4	P9	第3章 2　運営体制 (1)事務局、(3)学校との連携	(1)で事務局を定義し、その後「事務局」という文言を使用していますが、(3)以降では「市及びセンターは」、「センターは」など「事務局」と「センター」の表記が混在しており、使い分けの意図が不明瞭となっている気がします。どちらかに統一するか、または使用意図にそれぞれ違いがあれば、明記する必要がありそうです。
5	P10	第3章 2　運営体制 (3)学校との連携	「学習端末～」は具体的にどのようなことを想定しているのか。また、その想定は、制度上可能か。(質問) 「新たな価値の内容について情報共有等を行う」とは、具体的に何をどのように行うということか。(質問)
6	P11	第3章 2　運営体制 (6)しゅうなんコミクラサポーター、 (7)しゅうなんコミュニティクラブの協力スタッフ	コミクラサポーターと協力スタッフは別物でしょうか。 有償(市の会計任用職員)か無償(ボランティア)か記載した方が良いのではないかと思います。
7	P12	第4章 1　周南市地域クラブ活動「登録団体活動」 (3)指導者	報酬を得ていない教員は、兼職兼業の届け出なしに指導に従事しているので、表現を変えた方がよいと考える。

No.	頁	件名	ご意見
8	P12	第4章 1　周南市地域クラブ活動「登録団体活動」 (5)適切な活動時間・休養日等の設定	スポーツに関するクラブ、団体のみを想定したような書き方になっている。
9	P13	第4章 周南市地域クラブ活動の運営 1 周南市地域クラブ活動 「登録団体活動」 (6)活動場所 2つ目の〇	「登録団体は、自らの活動目的、対象者などに応じた場所において活動する。」→対象者の「何」に応じて活動場所が決まるのでしょうか。「居住地」だと変な誤解を招きそうです。「人数」であれば、確かにと読めるかもしれませんが。
10	P14	第4章 周南市地域クラブ活動の運営 1 周南市地域クラブ活動 「登録団体活動」 (12)学校との連携等	営利企業による、学校を含む公共施設の利用については、どのように整理されたのでしょうか。
11	P14	第4章 1　周南市地域クラブ活動「登録団体活動」 (13)大会やコンクール等への参加の引率	「出席扱いとできる」は、「出席」として扱うか、「出席扱い」か、読み手によって捉えの差が出るなど、保護者に誤解を与える可能性があるため、削除した方がよいと考える。また、「出席扱い」とするかどうかは最終的には校長判断になると考えている。 バレエ、ラジコン、けん玉大会等、どのような大会もすべて出席扱いとなることを考えているのか。
12	P17	第4章 2　周南市地域クラブ活動「センター主催教室」 (12)学校との連携等	センター主催行事について、内容まで、学校と共有する必要があるか。これまでも特に行っていないと考えるが。 センター及び学校は、情報共有を行うとあるが、その必要性や意図はあるか。
13	P19	第4章 3　周南市地域クラブ活動「しゅうなんコミュニティクラブ(コミクラ)」 (7)参加・申込方法	〇3つ目 「〇コミクラの参加申込は、～~~活動への初回参加時に~~、保護者がから入会同意書を~~提出する~~電子申請してもらう。」 に訂正してください。
14	P20	第4章 3　周南市地域クラブ活動「しゅうなんコミュニティクラブ(コミクラ)」 (11)学校との連携等	一覧中、〇〇中→〇〇中学校区に訂正してください。

No.	頁	件名	ご意見
15	P22	第5章　周南市地域クラブ活動に関する登録・認定制度 1　登録制度 (2)登録要件及び登録の取り消し	全体を通して、「留意します。」ではなく、体言止め(～こと)に統一をお願いします。
16	P22	第5章 1　登録制度 2　地域クラブ活動に関する認定制度	登録団体と認定団体の差が分かりやすくなったと思いますが、やはり、認定団体にあって登録団体にないものは何なのかが気になってしまいます。
17	P22	第5章 1　登録制度 2　地域クラブ活動に関する認定制度	登録制度と認定制度の違いがよく分からない。別紙1と書いてあるが、別紙1が何を指すのか不明である。(後に出てくる別紙2も何を指すか不明である。)
18	P22	第5章 1　登録制度 (3)想定される登録の効果	登録団体の運営等への公的支援について、登録団体が学校備品を使用し、破損した場合等について、公的支援により補償を行うという趣旨か。誤解を招く恐れがないか。
19	P23	第5章 1　登録制度 (5)中学校体育連盟の大会への出場	「登録団体は、中学校体育連盟～出場はできない。」との記載がある。「登録団体が中体連大会へ出場しようとする場合は、認定地域クラブとなる必要がある」や「団体登録だけでは出場できない」などの表現の方がよいのではないか。
20	P29	第7章 2　高等学校入学者選抜における周南市地域クラブ活動の取扱い	○の3つ目は適切でないと考えている。調査書の記載については、県教委等が作成する入学者選抜実施要領と合致していない。調査書は、最終的には校長が判断し、証明するものであると考えている。こうした記述は、生徒、保護者も混乱する恐れがあるため、削除した方がよいと考える。 「また、こうした生徒の長所等については、・・・評価していく。」とあるが、「入試全体を通じて、多面的に評価していく」のは、周南市や周南市の学校が行うことではないと考える。
21		全体	「教師」と記載のある箇所については、「教員」あるいは「教職員」等の方がよいと考えられる箇所がある。あえて使い分けているのかどうか不明であるが。

No.	頁	件名	ご意見
22		全体	国のガイドラインにある表現を引用されている箇所が多くあるが、これらをそのまま市のガイドラインにあてはめようとすると、現場の実態と乖離した箇所が出てくる。周南市の実態にあったものであるか、内容を精査する必要があるのではないか。